

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例案

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第56号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

（大阪市市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）大阪市市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第91号）

（2）大阪市立市民病院条例（昭和25年大阪市条例第16号）

（大阪市立市民病院条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る前項の規定による廃止前の大阪市立市民病院条例第1条に規定する市民病院における同条例第3条に規定する使用料及び同条例第4条に規定する手数料については、なお従前の例による。

（大阪市市民病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

4 施行日前の市民病院事業に係るこの条例による廃止前の大阪市市民病院事業の設置等に関する条例第8条第1項の業務の状況を説明する書類については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項、第2項第4号及び第3項中「管理者」とあるのは「市長」とする。

（職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正）

5 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、水道局長若しくは病院局長」を「若しくは水道局長」に改める。

(大阪市行政手続条例の一部改正)

6 大阪市行政手続条例(平成7年大阪市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、水道局若しくは病院局」を「若しくは水道局」に改める。

(大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

7 大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大阪市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「、病院局」を削る。

(大阪市職員定数条例の一部改正)

8 大阪市職員定数条例(昭和27年大阪市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、水道局及び病院局」を「及び水道局」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第5号から第10号まで」を「第1項第4号から第9号まで」に改める。

第3条中「から第4号まで」を「及び第3号」に、「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に、「第7号」を「第6号」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

9 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条中第5項を削る。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

10 大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、水道局長及び病院局長」を「及び水道局長」に改める。

第29条第3項中「、水道局及び病院局」を「及び水道局」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

11 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年大阪市条例第9号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第2項中「(病院局長にあつては、同項第4号ア)」を削る。

(大阪市特別会計条例の一部改正)

12 大阪市特別会計条例(昭和39年大阪市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第18号を削り、第19号を第18号とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

13 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

市民病院事業を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、市民病院事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民病院事業の設置等)

第2条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市民病院事業を設置する。

2 市民病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立十三市民病院	大阪市淀川区野中北2丁目12番27号
大阪市立住吉市民病院	大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

3 法第2条第3項及び令第1条第1項の規定に基づき、市民病院事業について、法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を、平成21年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 市民病院事業は、市民の健康を保持するため、科学的かつ適正な医療の確保を図り、公共の福祉を増進するとともに、事業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 前条第2項の病院に置く診療科は、次のとおりとする。ただし、病院により一部の診療科を置かないことがある。

内 科

精 神 科

神 経 科

小 児 科

外 科

整形外科

皮膚ひ尿器科又は皮膚科、ひ尿器科

産婦人科又は産科、婦人科

眼 科

耳鼻いんこう科

理学診療科

放射線科

歯 科

その他管理者が特に必要と認める診療科

(組 織)

第4条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

2 管理者の名称は、大阪市病院局長とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない市民病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により市民病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 市民病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその負担となるべきもの見積価格が500,000円をこえるもの
- (2) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円をこえるもの
- (3) 訴えの提起で訴訟物の価格が5,000,000円をこえるもの
- (4) 和解及び調停でその目的物の価格が5,000,000円をこえるもの
- (5) 審査請求その他の不服申立て、あつせん及び仲裁

(業務状況説明書類の作成)

第8条 管理者は、市民病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、それぞれの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 損益計算書

(2) 貸借対照表

(3) 企業債及び一時借入金の現在高

(4) 前各号のほか、市民病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつたときは、管理者は、事故のやんだときから1月以内にこれを提出しなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(重要な資産の取得及び処分に関する経過措置)

2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第4条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。

(地方公営企業法の財務規定等の一部の適用に関する条例の廃止)

4 地方公営企業法の財務規定等の一部の適用に関する条例（昭和39年大阪市条例第79号）は、廃止する。

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(平成25年大阪市条例第91号)

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中大阪市立住吉市民病院の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

大阪市立市民病院条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第56号）

第2条第2項に規定する病院（以下「市民病院」という。）の事業及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業等)

第2条 市民病院は、次に掲げる事業を行う。ただし、病院により一部の事業を行わないことがある。

- (1) 診断、治療、保健指導及び集団検診
- (2) 診療に必要な医学的調査及び研究
- (3) 医療関係技術者の研修
- (4) その他大阪市病院局長（以下「局長」という。）が必要と認める事業

2 大阪市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、前項に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第14項に規定する第1種感染症指定医療機関としての事業を行う。

3 感染症の発生の状況により必要があるときは、総合医療センターに臨時分院を設ける。

(使用料)

第3条 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、「診療報酬の算定方法」

（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の108を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 次に掲げる使用料については、別に企業管理規程で定める。

- (1) 診療報酬算定方法により算定し難いもの
- (2) 入院料加算額

(手数料)

第4条 診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき5,400円以内で

企業管理規程で定める手数料を徴収する。

(使用料等の納付)

第5条 使用料及び手数料は、これを前納しなければならない。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、これを後納させることがある。

(使用料等の還付)

第6条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第7条 局長が必要と認めるときは、使用料又は手数料を減免することがある。

(使用料等の追徴)

第8条 虚偽の申立てにより、使用料又は手数料の減免を受けたことを発見したときは、その料金を追徴する。

(診療の拒否)

第9条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療を拒否し、又は退院を命ずることがある。

- (1) 診療定員に達したとき
- (2) 使用料又は手数料を滞納したときその他この条例又はこの条例に基づく企業管理規程の規定に違反したとき
- (3) 市民病院の診療科において診療するものでないとき
- (4) 著しく医師の診療を阻害したとき
- (5) 市民病院の長の指示に従わないとき
- (6) その他局長が必要と認めるとき

(診療契約)

第10条 局長が必要と認めるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険者その他これに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行うことがある。

2 総合医療センターにおいては、前項に規定するもののほか、他の地方公共団体の委託を受け、法第19条第2項若しくは第4項又は第20条第2項若しくは第3項（これらの規定が準用される場合を含む。）の規定により措置される患者の入院を担当することがある。

3 前2項の規定により診療を受ける者に対する使用料及び手数料は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、法令又は本市との契約の定めるところによる。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

この改正条例の施行期日は、市長が定める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 省 略

2-3 省 略

4 この条例において「本市の機関」とは、地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防長、交通局長、水道局長若しくは病院局長又は大阪市会をいう。
若しくは

5-9 省 略

大阪市行政手続条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(5) 省 略

(6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防局（消防署を含む。）、交通局、水道局若しくは病院局若しくはこれらに置かれる機関
若しくは

又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(7)-(8) 省 略

大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(2) 省 略

(3) 本市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防局（消防署を含む。）、交通局、水道局、病院局若しくは大阪市会又はこれらに置かれる機関

イ 省 略

(4)-(11) 省 略

大阪市職員定数条例（抄）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 市長の補助機関たる職員（交通局、水道局及び病院局の職員を除く。）
及び

省 略

- (2) - (3) 省 略

- (4) 病院局の職員

1,990人

- (5) - (11) 省 略

- (4) (10)

2 省 略

- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により職員の融通を行う場合においては、第1項第5号から第10号までに掲げる職員の定数を加えたものをもつて同項第1号に掲げ
第4号 第9号

げる職員の定数とすることができる。

（職員の定数の配分）

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、第1号については市長、
第2号から第4号までについては管理者、第5号及び第6号については教育委員会、第7号以
及び第3号 第4号 第5号 第6号

下については、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会及び消防長がこれを定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

第14条 省 略

2 - 4 省 略

- 5 任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員に対する企業職員給与条例第3条の2の規定の適用については、同条中「育児休業に伴う任期付職員等」とあるのは「育児休業に伴う任期付職員等並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第14条第1項に規定する任期付企業職員及び任期付短時間勤務企業職員」とする。

大阪市職員基本条例（抄）

（公募による管理職の任用等）

第10条 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長の職、区長、大阪市事務分掌条例（昭和22年大阪市条例第32号）第1条に掲げる職及び同条に掲げる組織の長の職、会計管理者、交通局長、水道局長及び病院局長、選挙管理委員会の書記及び

長並びに監査委員及び人事委員会の事務局の長の職、市会事務局の長の職並びに高度な専門性を要する職として任命権者が指定する職への任用は、広く公募により行うものとする。

2-6 省 略

（懲戒の効果）

第29条 省 略

2 省 略

3 交通局長、水道局長及び病院局長の職員並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び

に係る減給は、前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1以下の額を減じて行うものとする。ただし、1月間の減給の総額は、その月における給与の総額の10分の1を超えてはならない。

4 省 略

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

（給 料）

第2条 省 略

2 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の給料は、別表によるものとし、同条第4号及び第5号に掲げる職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号（病院局長にあつては、同項第4号ア）に掲げる給料表の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(17) 省 略

(18) 大阪市市民病院事業会計 市民病院事業

(19) 省 略

(18)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

（給料の調整額）

第3条の2 病院局に所属する医師、助産師、看護師及び准看護師のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職（育児休業に伴う任期付職員等にあつては、同じ職種の他の職）に比して著しく特殊な職にあるものについては、企業管理規程において、前条の規定による給料額につき適正な調整額を定めることができる。